

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	SBSホールディングス株式会社	コード	2384
提出日	2026/3/13	異動（予定）日	2026/3/30
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	岩崎 二郎	社外取締役	○													△		有
2	小杉 善信	社外取締役	○													○		有
3	関根 千津	社外取締役	○													○		有
4	辻 さちえ	社外取締役	○													○		有
5	鷲尾 英一郎	社外取締役	○													○		有
6	藤浦 宏史	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	2010年6月まで、当社グループの取引先である株式会社JVCケンウッド（当時はJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社）の取締役執行役員常務を務めておられました。なお、同社との取引実績は、当期およびその前の3事業年度のいずれにおいても、当社の連結売上高の2%に満たないものです。	長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験と幅広い見識、また、社外役員としての経験と知見を当社の経営に反映していただけるものと判断して、監査等委員でない社外取締役として選任しております。東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当する事実はありません。	長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験と幅広い見識、また、社外役員としての経験と知見を当社の経営に反映していただけるものと判断して、監査等委員でない社外取締役として選任しております。東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当する事実はありません。	技術・化学品安全性の調査および特許検索の受託、化学技術情報の提供を主たる事業とする企業で経営に携わってこられたほか、直近では、複数の企業において社外役員として企業経営に参画されており、これらの知見・経験が当社の取締役会の意思決定に資するものと判断して、監査等委員でない社外取締役として選任しております。東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当する事実はありません。	公認会計士としての専門的知識・経験に加え、内部統制、内部監査、コンプライアンスに関する業務に長年取り組まれた経験を有しております。これらの専門的な知見を、当社の監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	該当する事実はありません。	大手監査法人、個人事務所にて会計業務に携わるなど会計、税務等の業務経験および法律知識を有しており、また衆議院議員として、農林水産大臣政務官、衆議院環境委員長、外務副大臣など数多くの要職を歴任されてきました。これらの幅広い知見・経験を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。なお、同氏は2005年まで新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）に所属しておられました。当該監査法人は当社の会計監査人ですが、同氏が退所してからの経過期間、主なキャリア・活動などを総合的に検討し、独立性を損なうものではないと判断しております。

6	該当する事実はありません。	公認会計士として上場・大手企業の監査に従事し、内部統制およびコーポレートガバナンスに関する高度で専門的な知識を有しております。また、事業経験を経て、現在は経営管理・ガバナンス領域を中心に企業支援を行っており、社外取締役として、独立した立場から経営監督に携わった実績を有し、監査等委員として当社のガバナンスの実効性向上に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は当社が寄付金を拠出している、公益財団法人ＳＢＳ鎌田財団の監事でありますが、同財団の業務執行には関与しておらず、また、同財団から報酬その他の経済的利益を受けておりません。
---	---------------	---

4. 補足説明

	<p>社外取締役の独立性基準</p> <p>ＳＢＳホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）は、社外取締役の当社からの独立性に関する基準を、以下のとおり定める。</p> <p>1. 当社において、社外取締役が独立性を有する社外取締役（以下、「独立取締役」という。）であるというためには、次のいずれにも該当することなく、当社から独立した存在でなければならない。</p> <p>(1) 当社グループの業務執行者および出身者 当社または当社のグループ会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行取締役または執行役員、その他の使用人およびその就任の前10年間に（ただし、その就任の前10年以内いずれかの時において当社の非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、それらの役職への就任の前10年において）それらの地位にあった者</p> <p>(2) 主要な株主関係にある者</p> <p>① 当社の現在の主要株主（総議決権数の10%以上の議決権数を直接、または間接的に保有している者。以下同様）。また、その主要株主が法人である場合は、その主要株主またはその主要株主の属する連結企業グループの取締役、監査役、会計参与、執行役員、執行役員、その他の使用人（以下、併せて「役員等」という。）、または最近5年間に於いてそれらの地位にあった者</p> <p>② 当社グループが、現在主要株主である会社の役員等にある者</p> <p>(3) 当社グループの主要な取引先の役員等</p> <p>① 直近の事業年度およびその前の3事業年度のいずれかにおいて、当社グループを主要な取引先としていた取引先グループ注（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けていた取引先グループ）の役員等</p> <p>注）取引先グループ：直接の取引先が属する連結企業グループ</p> <p>② 直近の事業年度およびその前の3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの主要な取引先であった取引先グループ（当社グループに対して、当社の対象事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた取引先グループ）の役員等</p> <p>(4) 当社グループの主要な借入先の役員等</p> <p>当社グループの主要な借入先（直近の事業年度に関わる事業報告において、主要な借入先として名称が記載されている借入先と、その親会社および重要な子会社を含む。）の役員等および最近3年間に於いてそれらの地位にあった者</p> <p>(5) 当社グループの会計監査人および当社グループが専門的サービスの提供を受けている者</p> <p>① 現在、当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナーまたは従業員</p> <p>② 最近3年間に於いて、当社グループの会計監査人であった監査法人の社員、パートナーまたは従業員で、当社グループの監査業務を実際に担当していた者（現在退職等をしている者を含む。）</p> <p>③ 当社グループから、役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭、その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家</p> <p>④ 当社グループを主要な取引先とする法律事務所、監査法人、税理士法人その他のアドバイザー・ファーム等（過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%以上の支払いを受けていた法人等）の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員</p> <p>(6) 当社グループから寄付等を受けている組織の関係者 当社グループから、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間費用の30%のいずれか高い方を超える寄付または助成を受けている組織の業務を執行する理事、役員もしくは社員または使用人</p> <p>(7) 当社グループと社外役員の相互派遣関係にある企業グループの関係者 当社グループから、取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている企業グループの取締役、監査役、会計参与、執行役員または執行役員</p> <p>(8) 近親者</p> <p>① 当社グループの業務執行取締役、執行役員、部門責任者等の重要な業務を執行する者（以下、執行役と併せて「重要な業務執行者」という。）の配偶者または2親等以内の親族もしくは同居する親族（以下、「近親者」という。）、または最近5年間に於いてその地位にあった者の近親者</p> <p>② 当社の現在の主要株主またはその主要株主が法人である場合は、その主要株主もしくはその主要株主の属する連結企業グループの重要な業務執行者（最近5年間に於いてその地位にあった者を含む。）の近親者</p> <p>③ 当社が現在主要株主である会社の重要な業務執行者の近親者</p> <p>④ 上記(3)の①および②に定める取引先グループの重要な業務執行者の近親者</p> <p>⑤ 上記(4)に定める金融グループの重要な業務執行者（最近3年間に於いてその地位にあった者を含む。）の近親者</p> <p>⑥ 現在、当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナーまたは監査業務を実施した従業員（最近3年間に於いてその地位にあった者を含む。）の近親者</p> <p>⑦ 上記(5)に該当する法律事務所、監査法人、税理士法人その他のアドバイザー・ファーム等の社員またはパートナーの近親者</p> <p>⑧ 上記(6)に該当する組織の業務を執行する理事または役員等の近親者</p> <p>2. 当社において、社外取締役が独立取締役であるというためには、その他、上記1.の各号に掲げられている事由以外の事情で、当社の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない者でなければならない。</p> <p>3. 仮に上記1.(2)から(8)迄のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができるものとする。</p> <p>以上</p>
--	--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~1のいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。